

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月、A所在のBに雇用され、C会社を元請とする建築現場において、左官工として左官工事一般に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「非小細胞肺癌」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人によると、昭和〇年に左官職に従事して以来、左官用モルタル混和材、セメント混和材、左官用作業改良材といった、現在では使用禁止となっている石綿を含有する建材を使用する作業に従事したため、石綿を原因とする本件疾病を発症したという。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人は、本件疾病は石綿ばく露に起因するものである旨を主張することから、検討すると以下のとおりである。

- (1) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。平成25年10月1日付け基発1001第8号で一部改正。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (2) 石綿ばく露状況について、監督署長は、調査結果復命書記載の職歴等に基づき請求人が石綿ばく露作業に従事した期間を約12年9か月であるとしている。当審査会も、決定書理由に説示するとおり、請求人は10年以上の期間石綿ばく露作業に従事していたものと判断する。
- (3) 石綿ばく露に関する医学的事項については、以下のとおりである。

##### ア 本件疾病の原発性

請求人に発症した本件疾病は、決定書理由に説示のとおり、E医師、F医師、G医師及び石綿確定診断委員会が一致して原発性肺がんとしていることから、請求人に発症した本件疾病は原発性肺がんであると判断する。

##### イ 石綿肺の所見

じん肺法に定める胸部X線写真の像が第I型以上の石綿肺か否かについては、決定書理由に説示のとおり、E医師は石綿肺の所見ありとしているが、F医師、石綿確定診断委員会及びH医師は、石綿肺の所見はないとしている。

当審査会では、これらの所見を踏まえ、画像等を確認するも、石綿肺を疑わしめる陰影を確認し得ないものであり、当審査会としても、請求人の肺は石綿肺には該当しないものと判断する。

### ウ 胸膜プラークの有無

G医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、平成〇年〇月〇日撮影の胸部CTの画像番号〇から〇について、「血管影のような線状構造組織ではなく一連の構造物であり平坦な組織として認識されるべきものである。したがって血管ではなく、胸腔内に広がりをもった胸膜プラークと認識する。」としている。しかしながら、同画像番号〇等を読影したF医師及びH医師は「血管影等の既存正常構造等であり、胸膜プラークの所見はない。」としている。

当審査会では、改めてこれらの画像も精査したが、胸腔内に胸膜プラークと認識し得る所見があるとは認め難く、H医師らの判断が妥当であると判断する。

- (4) 以上のことから、請求人が原発性肺がんを発症したことは認められるものの、石綿肺及び胸膜プラークの所見は認められず、肺がんの発症について相当因果関係が推認できるだけの石綿ばく露があったものとは認められず、認定基準に示された認定要件を満たさないことから、本件疾病が業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。